

おかやま発展戦略会議設置要綱

(目 的)

第1条 目覚ましく拡大しているアジア経済や地球温暖化等の時代の潮流を踏まえ、本県が将来にわたり発展し続けていくための戦略を検討する「おかやま発展戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、時代の潮流を踏まえ、本県の地域資源を再評価し、岡山の力強い発展に向けた施策の方向等について検討を行い、その結果を提言として取りまとめる。

(組織等)

第3条 会議は、委員8名以内で構成する。

2 委員は優れた見識を有し、かつ、県政全般に対して幅広い知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 会議には、必要に応じ専門家委員を置くことができる。

(運営等)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の運営をつかさどり、会議を代表する。

3 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、総合政策局政策推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。